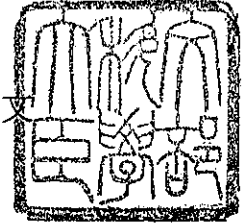


24文科高第1078号
平成25年3月28日

国立大学法人東京大学長 殿

文部科学大臣
下村 博



国立大学法人東京大学の達成すべき業務運営
に関する目標（中期目標）の変更について

平成25年3月19日付け東大総企発第9号をもって中期目標の変更について意見提出のあった標記の件につき、別添のとおり定めたので、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第30条第1項の規定に基づき、貴法人に提示します。

国立大学法人東京大学の中期目標新旧対照表

| 現 行 | 変 更 | 変更理由 |
|---|--|---|
| <p>3 その他の目標 (1) 社会との連携や社会貢献に関する目標 ①及び② (略)</p> <p>(2) 国際化に関する目標 ①及び② (略)</p> <p>(3) 附属病院に関する目標 ① (略)</p> <p>(4) 附属学校に関する目標 ① (略)</p> <p>(略)</p> | <p>3 その他の目標 (1) 社会との連携や社会貢献に関する目標 ①及び② (略)</p> <p>(2) 国際化に関する目標 ①及び② (略)</p> <p>(3) 平成24年度補正予算(第1号)に関する目標 ① 平成24年度補正予算(第1号)による運営費交付金及び政府出資金を用いて、出資の際に示された条件を踏まえつつ、企業との共同研究を着実に実施することにより、研究成果の事業化を促進する。 その際、事業の透明性を確保するとともに適切な進捗管理を図り、社会に対する説明責任を果たすため、外部有識者を含む委員会の設置や専門性を有する外部人材の配置などの体制整備等を図る。</p> <p>(4) 附属病院に関する目標 ① (略)</p> <p>(5) 附属学校に関する目標 ① (略)</p> <p>(略)</p> | <p>産学共同の研究開発による実用化推進のための出資事業に取り組みむため。</p> |